# 東京大学大学総合教育研究センター規則

平成１６年４月１日
役員会議決
東大規則第１０５号
沿革

（趣旨）

第１条　この規則は、東京大学基本組織規則第２１条第６項の規定に基づき、東京大学大学総合教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、学内共同教育研究施設として、東京大学における教育研究の質向上を支援するとともに、東京大学のグローバルな教育イノベーションの展開を支援することを目的とする。

（運営委員会）

第３条　センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

２　運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

（センター長）

第４条　センターに、センター長を置く。

２　センター長は、東京大学教授又は特任教授をもって充てる。

３　センター長は、センターの管理運営を総括する。

４　センター長の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（副センター長）

第５条　センターに、副センター長を置くことができる。

２　副センター長は、センターの教員のうちから、センター長が指名する。

３　副センター長は、センター長の職務を助ける。

４　前３項のほか、副センター長に関し必要な事項は、別に定める。

（部門）

第６条　センターに、次に掲げる研究部門を置く。

TL 推進部門

教育 DX 推進部門

（事務）

第７条　センターの事務は、本部学務課において処理する。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年６月２１日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成１９年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年６月２３日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２５年７月１日から施行する。

２　この規則による改正後の東京大学大学総合教育研究センター規則第５条に規定する大学発教育支援コンソーシアム連携部門は、平成３０年３月３１日まで存続するものとする。

附　則

この規則は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

沿革

東京大学大学総合教育研究センター規則

体系情報

□第１編　組織及び運営
　▽第３章　全学組織等
　　○第１節　学内共同教育研究施設

沿革情報
◆平成１６年０４月０１日　役員会議決
◇平成１７年０６月２１日
◇平成１９年０７月０１日
◇平成２２年０３月３０日
◇平成２３年０６月２３日
◇平成２５年０６月２７日
◇平成２８年０９月２９日
◇令和　元年０９月２６日
◇令和０６年０３月２１日
◇令和０７年０３月２７日